

## 当該教育組織内の教育等に関する実施体制

### 薬学教育部

委員会等名	委員会等の構成員	委員会等の主な審議内容
薬学教育部教授会	1. 議長（薬学教育部長） 次の組織うち、薬学教育部の教育を担当するもの 2. 大学院生命科学研究部の専任の教授、准教授及び講師 3. 病院薬剤部の専任の教授、准教授及び講師 4. 発生医学研究所の専任の教授、准教授及び講師 5. 生命資源研究・支援センターの専任の教授、准教授及び講師	1. 教育課程の編成に関する事項 2. 学生の入学、修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項 3. その他教育に関する重要事項
教務委員会（学部・大学院共通）	委員長（学部長又は副学部長）	1. 薬学部及び薬学教育部の教育すること
学生委員会（学部・大学院共通）	委員長：学部長又は副学部長 委員	2. 学生支援に関すること
入試管理・検討委員会（学部・大学院共通）	委員長（前入試管理・検討委員会副委員長） 委員	3. 入学試験に関すること